

産総研のベンチャー開発事業

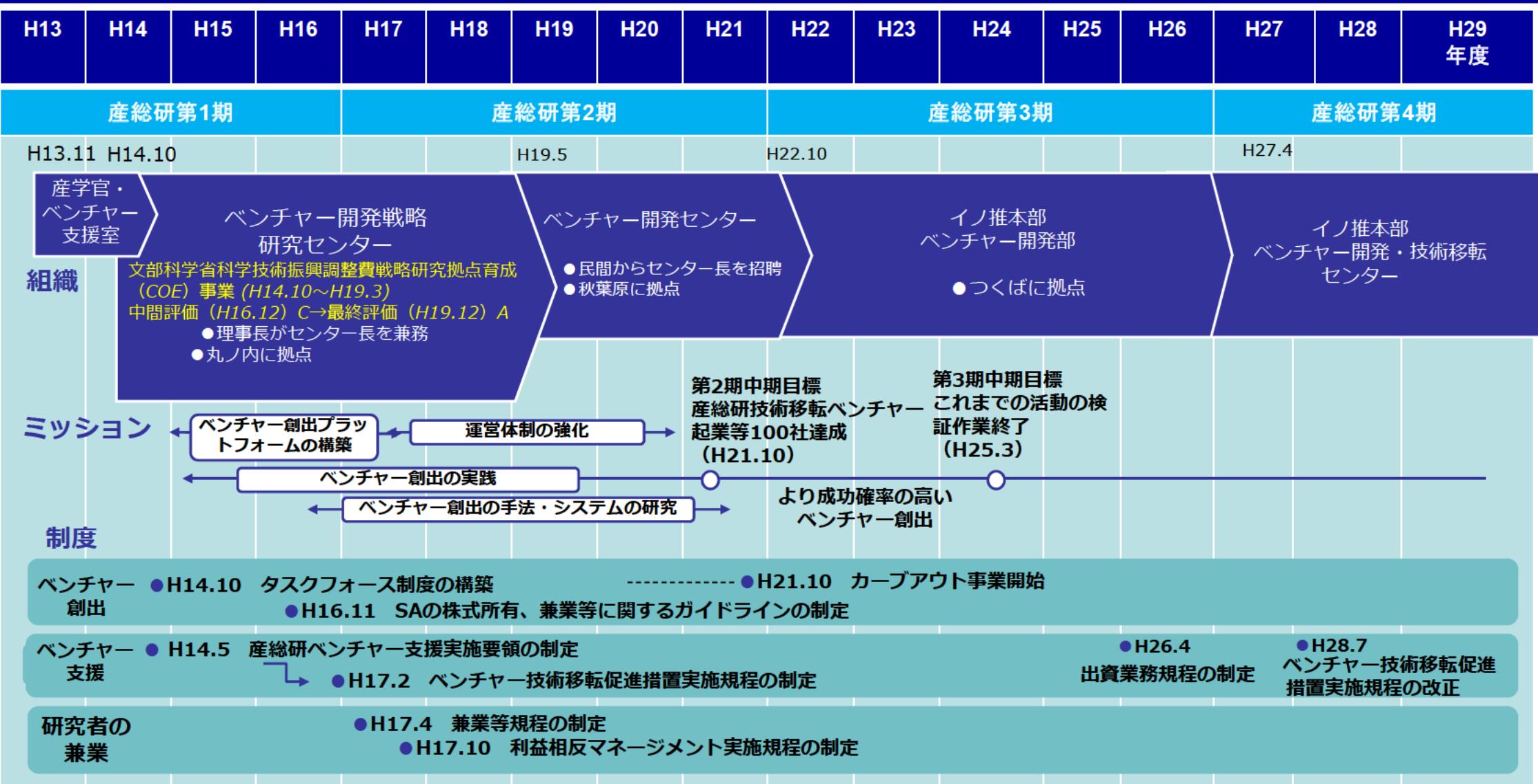
TECH Meets BUSINESS in AIST

High-Tech Start-Ups

2018年3月8日

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
イノベーション推進本部
審議役／ベンチャー開発・技術移転センター長
高井一也

産総研のベンチャー開発事業の歩み



「産総研技術移転ベンチャー」とは

- ベンチャー技術移転促進措置実施規程に基づく技術移転促進措置を受けた法人等の総称。
- 技術移転促進措置（知財支援・施設支援・法務相談等）の対象となる法人等は、以下の要件をすべて満たす必要がある。

①産総研の研究成果を活用した事業を行い、実施に必要な技術開発体制を有する法人等

②次に掲げるいずれかに該当する法人等

- ・ 研究成果を創出した役職員等が出資し、重要な関与をしていると認められる法人等
- ・ 研究成果を創出した役職員等が役員又は従業員である法人等
- ・ 産総研との共同研究の実績を有し、産総研の研究成果を活用している法人等

③原則として設立した日から5年以内の法人等

産総研のベンチャー創出および事業支援の概要

		ベンチャー企業の成長ステージ				
		設立前	シード・アーリー	ミドル	レイター	
		資金の調達が難しい状態		成長を促すための資金が必要、IPO（株式公開）を見据えた投資の動きができる。		
研究開発		産総研との共同研究				
経営資源	人	<ul style="list-style-type: none"> ●スタートアップ開発戦略 タスクフォース ・プロトタイプ作製 ・知財戦略 ・ビジネスモデル構築 			<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産に関する支援：譲渡（50%以内）、独占権許諾 ●弁護士等の専門家相談無料 ●施設等に関する支援（最長10年）：最大75%減額 ●信用力に関する支援：称号付与、本店登記可、産総研発ベンチャーマーク ●現物出資：装置、知的財産 ●兼業 	
	物				現金出資および施設貸付等の対価を株式で取得できる制度改正が検討されている。	
	金	<ul style="list-style-type: none"> ●カーブアウト事業 			<ul style="list-style-type: none"> ●産総研主催ビジネスマッチング ●産総研のネットワーク（AISTスタートアップスクラブ）による支援 ●銀行との連携によるベンチャー支援 	
事業支援		AIST HOST (AIST Hands-On Support Team) により技術移転に関わるハンズオン支援を一気通貫で実施				
ハンズオン支援						

企業・大学等



産総研



シーズ
マーケットニーズに
応える技術シーズ
の探索

先端×融合×信頼

ベンチャー創出支援

- ・試作品・製品の開発
- ・ビジネスモデルの構築

タスクフォース

- ベンチャー創業の請負人の参画
スタートアップ・アドバイザー(SA)
- 技術開発・マーケティング
の資金投入



創業

産総研技術移転
ベンチャーの称号

ベンチャー事業支援

- ・知的財産の**譲渡・独占実施・一時金免除**
- ・施設・装置の利用料**最大75%減額**
- ・専門家への**無料相談**
- ・その他の支援

新産業の創造

**M&A
IPO
etc.**

ビジネスイン
キュベーション
機関

金融機関
ベンチャーキャピタル
エンジニア

大学
公的研究機関

政府
行政機関

AISTスタートアップスクラブ

- ・事業提携の機会提供
- ・事業支援の情報提供

タスクフォースについて

スタートアップ開発戦略タスクフォース（以下、タスクフォース）は、「ベンチャー創業の請負人」として招聘したスタートアップ・アドバイザー（SA）が主導する取組みです。技術シーズを持つ研究者とタッグを組んで、技術開発・マーケティングの資金を投入し、通常2年間をかけてベンチャー創業を目指します。



産総研技術移転ベンチャーへの支援メニュー



知的財産権に関する支援

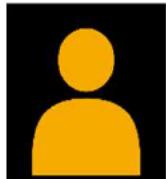
譲渡（50%以内）、**独占実施権許諾、
契約一時金免除**

専用実施権設定、再実施許諾権の許諾



施設等に関する支援

- 施設・装置利用料、研究員受入経費の
最大75%減額（最長10年）



専門家への相談

- 契約法務・知的財産等に関して
弁護士等の専門家への**相談無料**
(原則5年間)



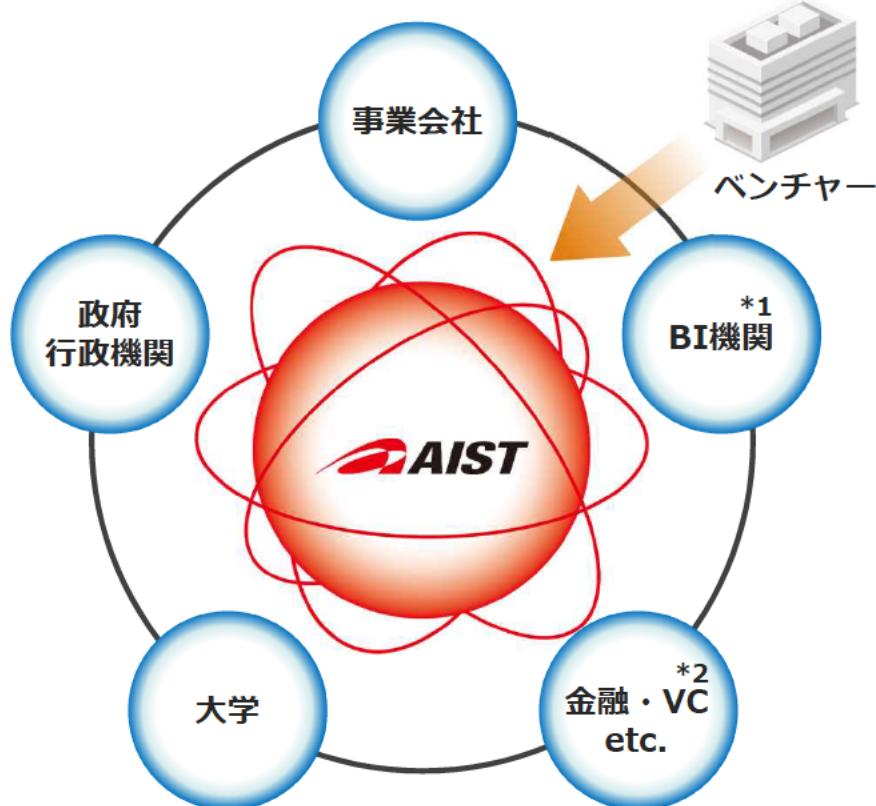
その他の支援

- 称号付与による信用力支援
- 産総研内への**本店登記可**
- 産総研の研究装置・知的財産等の
現物出資可
- 産総研発ベンチャーマーク
使用許諾
- 兼業許可



ベンチャーの事業活動を支援するためのネットワーク「AISTスタートアップスクラブ」の構築を行っています。外部の支援制度や研究開発資金公募の情報提供、企業との協業・連携の機会提供等を行っています。

AISTスタートアップスクラブ



産総研主催ビジネスマッチングの様子

想定顧客企業やパートナー企業、銀行、VC等の関係者を招き、ビジネスマッチングの場を提供。

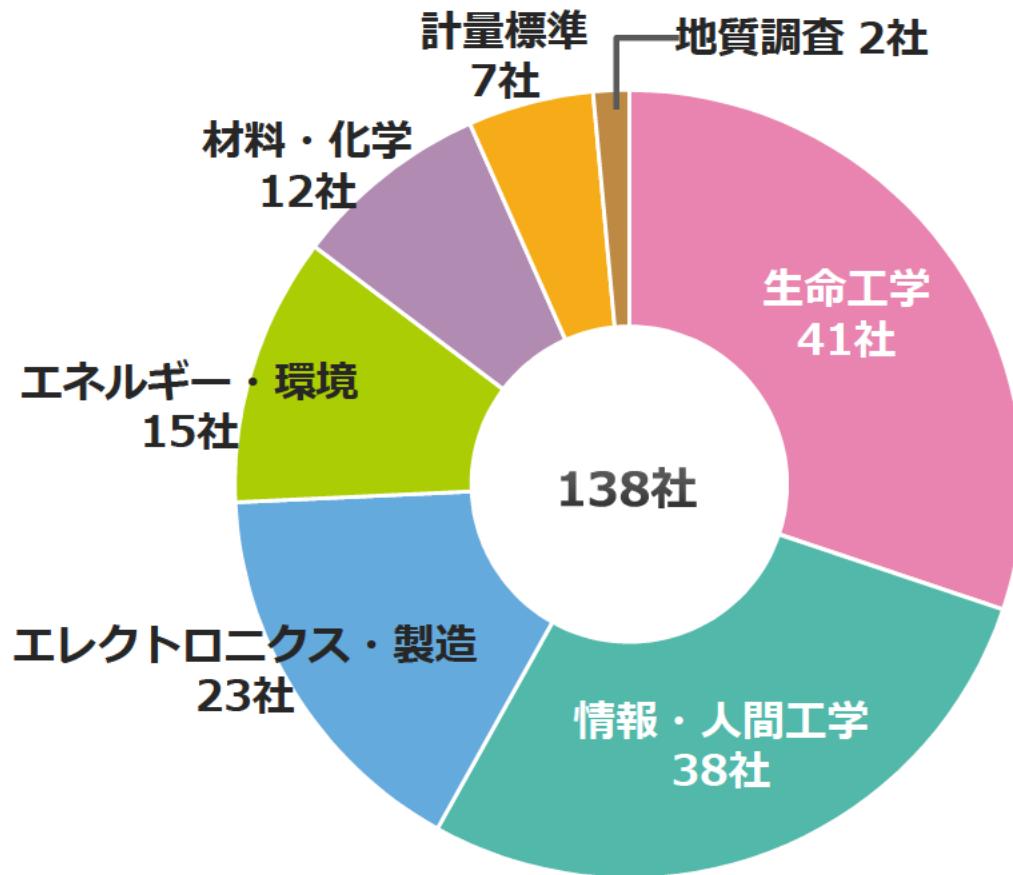


*1:ビジネスインキュベーション機関

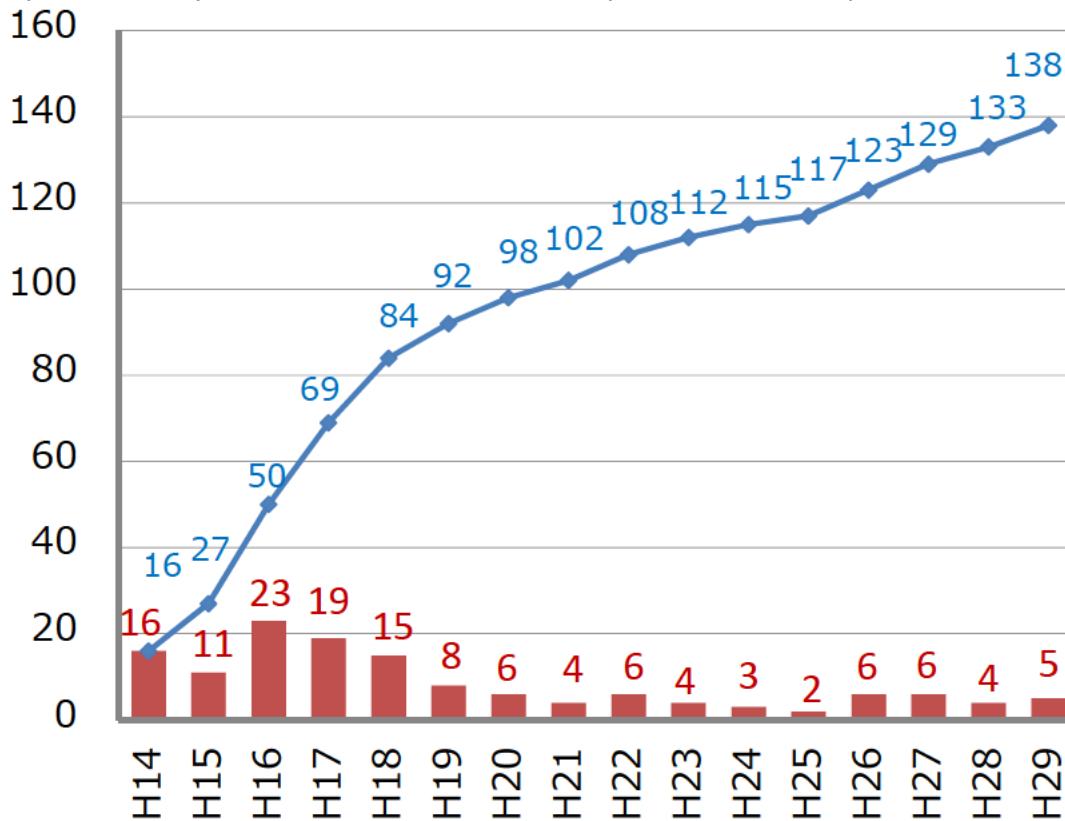
*2:ベンチャーキャピタル
技術を社会へ—Integration for Innovation

創出したベンチャーの技術領域は、幅広い領域にまたがっています。

2018/2/28時点

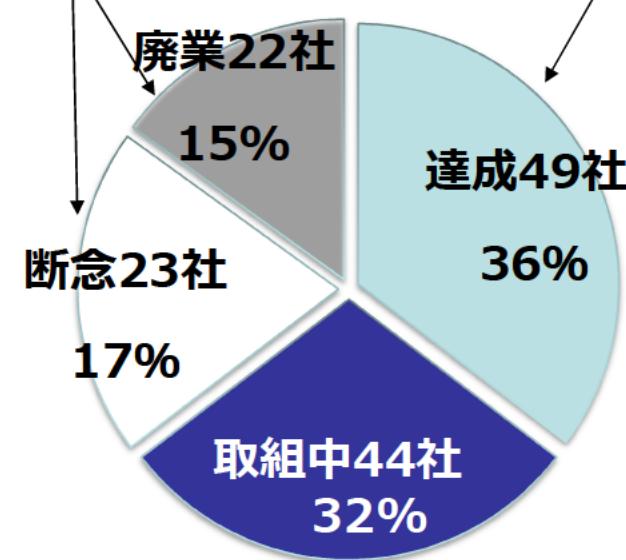


	VBとして活動中 (うち IPO 1社)	M&A				廃業	計
		子会社化	事業譲渡	吸収合併	計		
計	98	7	2	9	18	22	138



産総研技術の事業化を断念し、別の事業を実施している又は廃業等の状態

試験販売段階を脱し、製品やサービスで継続的に収益を上げている状態



経営者人材の確保：スタートアップ・アドバイザー（SA）

□ SAの役割

- ・ 所内外のシーズ発掘とタスクフォース(TF)の提案
- ・ TFを主導するプロジェクトリーダーとして事業化活動を実施
- ・ ベンチャー創業と経営への参画（創業後1年以内に退職）

□ 選考にあたって考慮する事項

- ・ 技術的コミュニケーション能力
- ・ ビジネス経験、事業化経験、会社経営の実績
- ・ 国際性、海外展開に関する能力

創業メンバーの確保：

タスクフォースの期間中、SAが創業メンバー候補を開拓できるとスムーズなスタートが可能

- ・ テクニカルスタッフ：技術者として
- ・ 研究支援アドバイザー：経営メンバーとして

□ 兼業とは

研究所（産総研）の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他研究所の業務に関連して研究所の業務以外の業務に従事すること。

- **役員兼業**：営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職に就くこと。
 - ・取締役としてベンチャー企業の経営に関わるような場合
- **一般兼業**：役員兼業以外の兼業
 - ・経営に関わらない技術顧問等の職に就く場合

□ 兼業と勤務時間等との関係

- 兼業先での業務は、原則として勤務時間外に行う。
- 兼業に従事する時間は、**1日6時間（移動時間を除く）以内**、原則、**月に30時間以内**
(休日または年次有給休暇の取得を前提として行う場合を除く。)
- 兼業先から受け取る年間の報酬額は、**当該職員の年収額のおおむね半額以内**
(当該兼業が休職して行う役員兼業の場合を除く)

□ 兼業と利益相反マネージメント

産総研の利益相反マネージメントでは、産学官連携活動等の相手先に対し、①**兼業の実施**、
②**ロイヤルティ収入**（産総研を介さない、個人が保有する特許の実施による収入）、③**株式等の保有**、という「個人的利益」を有している状態に着目しています。